（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第七十三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在宅就業対価相当額を証する書面）	（在宅就業対価相当額を証する書面）
第三十六条の五　在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第八項の在宅就業支援団体が事業主に対し交付する書面（以下この条において「発注証明書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、交付するものとする。	**第三十六条の五**　在宅就業支援団体は、法第七十四条の三第八項の在宅就業支援団体が事業主に対し交付する書面（以下この条において「発注証明書」という。）に、次の各号に掲げる事項を記載し、これに当該在宅就業支援団体の代表者が記名押印又は署名し、交付するものとする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
（削る）	5　第三項の場合において、在宅就業支援団体の代表者は、第一項の規定による発注証明書への記名押印又は署名については、同項の規定にかかわらず、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）をもつて当該記名押印又は署名に代えることができる。
5・6　（略）	6・7　（略）

（粉じん障害防止規則の一部改正）

第七十四条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。